

大井町有害鳥獣捕獲等のための捕獲許可事務取扱要領

1 趣旨

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項に基づく鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止目的のための鳥獣捕獲等又は鳥類の卵の採取等（以下「有害鳥獣捕獲等」という。）の許可のうち、県事務処理の特例に関する条例により町長の権限に属するものの取扱については、法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則、第12次神奈川県鳥獣保護管理事業計画及び有害鳥獣捕獲等のための捕獲許可事務取扱要領（神奈川県策定）に定めるもののほか、この要領による。

2 基本的考え方

許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として被害等防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行う。

3 許可基準

(1) 対処捕獲等のための捕獲許可基準

ア 対処捕獲等の許可

許可は、被害等が生じている場合に、被害等の実態や捕獲内容の適正度等を申請に基づき審査して行うものとする。

イ 許可対象者

許可対象者は、原則として被害者又は被害者から依頼された者であること。なお、許可対象者（国、地方公共団体、認定鳥獣捕獲等事業者又は環境大臣の定める法人（以下「法人」という。）を除く。）及び法第9条第8項に定める従事者証の交付を受けようとする者（以下「捕獲実施者」という。）は次の要件を満たさなければならない。

なお、(イ)に該当する場合は、要件を満たす従事者数を1名以上とし、その他の従事者を指揮監督するよう指導する。

(ア) 有害鳥獣捕獲等に際し、法第2条第6項に定める法定猟法（以下「法定猟法」という。）のうち、銃器を使用する場合

a 第1種銃猟免許（空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）を使用する場合は第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許）を所持する者

b 許可の申請日の属する年度又はその前年度において、銃器による狩猟者登録を受け出猟の実績を有する者又は有害鳥獣捕獲若しくは神奈川県が策定する第二種特定鳥獣管理計画に基づく銃器による捕獲に従事した実績を有する

者

- c 施行規則第67条第2項第1号の規定に基づく被保険者又は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成23年環境省令第10号）附則第2条第1項の規定に基づく被共済者
 - d 捕獲等を行う区域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者
- (イ) 有害鳥獣捕獲等の際し、法定猟法（法第12条第1項第3号により環境大臣が禁止する猟法を除く。）のうち、銃器以外のものを使用する場合
- a 網猟免許又はわな猟免許を所持する者。ただし、イノシシ以外の鳥獣を箱わな又はこれに類する器具及びつき網を使用する場合は、この限りでない。
 - b 施行規則第67条第2項第1号の規定に基づく被保険者又は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成23年環境省令第10号）附則第2条第1項の規定に基づく被共済者。ただし、垣、さくその他これに類するもので囲まれた土地又は農地において当該猟具を使用する場合はこの限りでない。

ウ 捕獲方法

- (ア) 有害鳥獣捕獲等に法定猟法以外の方法は認めない。ただし、手捕りの場合又は他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。
- (イ) 空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）の使用は、負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、中、小型鳥類に限ってその使用を認める。
- (ウ) 法第36条に定める危険猟法により鳥獣の捕獲等をしてはならない。ただし、従来の捕獲等の実績を考慮した最も効果的な方法で、かつ安全性の確保が可能なものであって、法第37条の規定により環境大臣の許可を受けた者にあつてはこの限りでない。
- (エ) 追い払いに銃器を使用する場合は、使用する弾丸等は、鳥獣を死に至らしめることを防止する観点から、ゴム弾、プラスチック弾、花火弾又は空砲に限るものとする。
- (オ) わなを使用した捕獲許可については、以下の基準を満たすものとする。ただし、くくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、ツキノワグマの生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、これによらないことができる。なお、とらばさみによる捕獲は、錯誤捕獲の発生や人や財産への危険性があることから許可しない。
- a イノシシ以外の鳥獣の捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。
 - b イノシシの捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として次の基準を満たすものであること。

- (a) 輪の直径が12センチメートル以内
- (b) 締付け防止金具を装着すること
- (c) ワイヤの直径が4ミリメートル以上
- (d) よりもどしを装着したもの

エ 許可期間

許可期間は、被害等が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ最も効果的に有害鳥獣捕獲等が実施でき、地域の実情に応じた有害鳥獣捕獲等を無理なく完遂するために必要かつ適切な期間とする。ただし、許可の期間は1年以内とする。なお、狩猟期間中及びその前後2週間は、密猟や狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該時期における有害鳥獣捕獲等の必要性を十分審査する。

オ 許可区域

許可区域は、被害の発生状況及び有害鳥獣捕獲等対象鳥獣の行動域を踏まえ、被害の発生区域並びにその隣接区域とする。

当該許可区域の範囲は狩猟可能区域に限定するものとし、以下の場所においては狩猟を禁止する。

- (ア) 公道（人や車などが往来する場所。農道や林道を含む）
- (イ) 区域が明示された都市公園等（人が集まる場所）
- (ウ) 社寺境内・墓地（神聖さや尊厳を保持すべき場所）

カ 種類・捕獲数

(ア) 捕獲等する鳥獣又は採取等する鳥類の卵の種類は、現に被害等を生じさせている種類とし、数は被害等が防止できる必要な数とする。

(イ) 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として次の各号に該当する場合に行う。

- a 現に被害を発生させている鳥類を捕獲することが困難であり、鳥類の捕獲だけではその目的が達成できない場合
- b 建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある場合で、あわせて卵を採取する場合

キ 許可条件の考え方

町長は、許可にあたっては、原則として次の事項を条件として付すものとする。

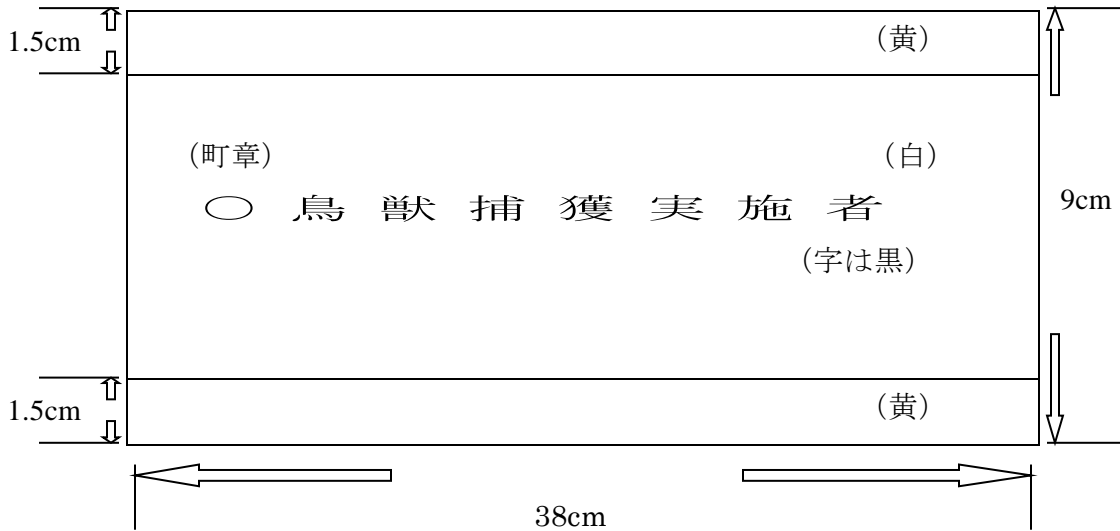
(ア) 広報等

有害鳥獣捕獲等の実施に伴う事故の発生を防止するため、必要に応じ、許可区域及びその周辺の住民等に対し、チラシ、広報誌、防災無線等による広報を行うことや、許可区域に有害鳥獣捕獲等を実施する旨の標識を設置するなどの措置を講ずること。

(イ) 腕章の着用

法定猟法のうち、銃器を用いて捕獲等を実施するときは、町長が貸与する次

の腕章を着用すること。



(ウ) 捕獲用具への標識の設置

銃器以外の法定猟法による猟具等を用いて有害鳥獣捕獲等を実施するときは、使用する猟具等に住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに捕獲許可期間を記載した標識の装着等を行うこと。

ただし、垣、さくその他これに類するもので囲まれた土地に猟具等を設置する場合は除く。

(エ) 捕獲用具の定期的な見回り

設置した猟具等を1日1回以上見回ること。ただし、1日1回以上の見回りと同等の管理が確実にできる場合には、わな監視装置等を代替手段として用いることができる。

(2) 予察捕獲等のための捕獲許可基準

ア 予察捕獲等の許可

予察捕獲等の許可は、常時捕獲等を行い生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる鳥獣について、予察される被害を防止するために行うものとする。

イ 被害の発生予察

町長は、毎年度当初、農政関係者ととも過去5年間の鳥獣による被害等の発生状況及び鳥獣の生息状況等を検討し、鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表(第1号様式。以下「予察表」という。)を作成する。

また、予察表は神奈川県西地域県政総合センター所長に1部提出する。

ウ 捕獲許可鳥獣等

町長は、予察表に基づきあらかじめ被害発生が予察されている鳥獣、被害区域及び被害発生時期において、予察捕獲等のための捕獲許可を行う。

エ 対処捕獲等のための捕獲許可基準の準用

許可対象者、捕獲方法、許可期間及び許可区域等については「(1) 対処捕獲等のための捕獲許可基準」に準ずる。

4 事務手続

(1) 許可の申請

許可を受けようとする者は、鳥獣の捕獲等(鳥類の卵の採取等)許可申請書(第2号様式。以下「申請書」という。)に、次の書類を添付して町長に提出する。ただし、町長が認める場合は書類の一部を省略することができる。

また、2人以上で共同して有害鳥獣捕獲等を行う場合は、代表者が申請書を提出し、その他に申請者名を有害鳥獣捕獲等実施者名簿(第3号様式)に記載する。

ア 有害鳥獣捕獲等実施計画書(第4号様式)

イ 有害鳥獣捕獲等従事者名簿(第5号様式)(国、地方公共団体及び法人の場合のみ)

ウ 依頼を受けて有害鳥獣捕獲等を行う場合は、有害鳥獣捕獲等依頼書(第6号様式)の写し

エ 使用する猟具の規格を示した図面

オ 捕獲等の実施区域、猟具の設置予定位置、設置予定数を明らかにした図面

カ 次の書類のうち、町長が必要と認めるもの

(ア) 被害状況の写真(予察捕獲等又は特定外来生物捕獲等の場合は不要)

(イ) 法第17条にかかる土地の占有者の承諾書又は法第74条第1項に係る区域の設定者等の承認書

(ウ) 過去の被害状況又は隣接地域周辺の被害状況など、当該地域に被害を及ぼすおそれがあると認められる資料、記録等(予察捕獲等又は特定外来生物捕獲等の場合は不要)

(2) 町長の事務処理等

ア 被害調査

町長は、対処捕獲等のための許可を行おうとする場合は、被害状況等を調査し、被害状況調査書(第7号様式)を作成する。

ただし、申請者から被害状況や被害防除の状況に関する資料等の提出があり、その資料から被害地の状況が把握できる場合には、現地調査及び被害状況調査書の作成を省略することができる。

イ 許可証等の交付

町長は、許可を行った場合には、鳥獣捕獲許可証(第8号様式。以下「許可証」という。)及び従事者証(第9号様式)を交付する。

なお、銃器を追い払い目的で使用する場合及び止めさしのみを使用する場合は、その旨を許可証及び従事者証に記載する。

ウ 管轄地区警察署長への許可通知

町長は銃器使用の許可を行った旨を警察署長に通知する。

5 実施上の指導事項等

(1) 許可証及び従事者証の携帯

町長は、捕獲実施者に対し、許可証又は従事者証を携帯させる。

(2) 有害鳥獣捕獲等した個体の処置

有害鳥獣捕獲等した鳥獣は、原則として持ち帰り適正な処理を行うとともに、学術研究、環境教育などに利用できる場合は、努めてこれを利用すること。

ただし、殺傷した個体又は損傷した卵のうち、やむを得ず持ち帰ることができない場合は、生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設させるものとする。

(3) 措置命令

法第10条第1項の規定により、町長はこの要領による捕獲許可を受けずに有害鳥獣捕獲等をした者等又は法、施行規則及び省令等に違反した者に対し、当該違反に係る鳥獣について解放すること又はその実情に基づき野生復帰に配慮した一時収容、救護を行うことその他必要な措置を取るべきことを命ずることができる。

(4) 許可の取消し

法第10条第2項の規定により、町長は、この要領による捕獲許可を受けた者が法、施行規則及び省令等に違反又は虚偽の申請行為等が発覚し、有害鳥獣捕獲として適当でないと認められるには、許可を取り消すことができる。

6 捕獲等実績の報告

許可を受けた者は、許可の期間が満了し又はその効力が失われた場合には、速やかに、鳥獣捕獲許可証及び従事者証を返納するとともに、有害鳥獣捕獲等実績報告書（第10号様式）を提出する。

7 違反報告

町長は、捕獲等にもなう違反を把握した場合には、違反の概要を神奈川県西地域県政総合センター所長に報告する。

附則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附則

1、この要領は、平成16年4月1日から施行する。

2、この要領の施行に伴い「大井町有害鳥獣駆除許可事務取扱要領」は廃止する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。